

<報道発表資料>

令和8年6月16日

教職員の懲戒処分について

【処分1】

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| 1 処 分 内 容 | 懲戒処分（免職） |
| 2 処 分 年 月 日 | 令和8年6月16日 |
| 3 職 名 ・ 年 齢 ・ 性 別 | 教諭・31歳・男性 |
| 4 地 域 ・ 校 種 | 東部地区・県立高等学校 |
| 5 発 生 年 月 日 | 令和7年7月中旬頃から令和8年1月5日までの間 |
| 6 事 件 ・ 事 故 の 概 要 | |

当該職員は、令和7年7月中旬頃から令和8年1月5日（月曜日）までの間、同校に在籍する女子生徒に対し、同校内において、複数回、性交を行った。

【処分2】

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1 処 分 内 容 | 懲戒処分（免職） |
| 2 処 分 年 月 日 | 令和8年6月16日 |
| 3 職 名 ・ 年 齢 ・ 性 別 | 教諭・32歳・男性 |
| 4 地 域 ・ 校 種 | 南部地区・県立高等学校 |
| 5 発 生 年 月 日 | 令和6年4月23日から令和7年12月5日まで |
| 6 事 件 ・ 事 故 の 概 要 | |

当該職員は、令和6年4月23日（火曜日）から令和7年12月5日（金曜日）までの間に、SNSを使用して、同校に在籍する男子生徒に対し不適切なメッセージを送信した。

また、当該職員は、令和6年7月23日（火曜日）から令和7年6月22日（日曜日）にかけて、同校の合宿所内脱衣所において、当該職員所有のスマートフォンで、複数回にわたり、複数の男子生徒の性器等を盗撮した。

7 管理監督責任に対する処分

管理監督者である職員は、同メッセージに係る報告を受けていたにもかかわらず、内容を確認するなど、必要な対応を怠ったことから、同日付で下記の処分を行った。

令和7年度の同校校長・54歳・男性 懲戒処分（戒告）

● 問合せ先

教育局 県立学校人事課 管理指導担当

【処分1】塩原 【処分2】澤畑

直通 048-830-6726 内線 6726

E-mail: a6720@pref.saitama.lg.jp